

# 会津若松市健康づくり推進条例（案）についてご意見をお寄せください。 ～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

この度、健康づくりの推進に関する基本理念等を定め、健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため、新たに「会津若松市健康づくり推進条例」を制定しようとしておりますので、広く意見を募集します。ご意見のある方は、下記により提出してください。

## 1 募集期間

令和7年6月19日（木）から令和7年7月18日（金）まで（必着）

## 2 意見を提出できる方

- (1)市の区域内に住所を有する方
- (2)市の区域内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3)市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方及び市の区域内に事務所または事業所を有する法人その他の団体の構成員
- (4)市の区域内にある学校に在学する方

## 3 意見の提出方法

別紙「会津若松市健康づくり推進条例（案）に対する意見書」に記入の上、直接持参するか、郵送、ファクシミリ、電子メールにより、健康増進課に提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合、氏名（団体名など）、電話番号（法人等の場合は、名称、所在地、電話番号）を必ず明記してください。匿名や電話での意見提出は受け付けません。

**【提出先】** 会津若松市健康福祉部健康増進課  
〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号（本庁舎2階）  
電話 0242-39-1245（課直通） FAX 0242-39-1231（課専用）  
電子メール [hoken@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp](mailto:hoken@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp)

### （留意事項）

- ・意見内容の確認が必要な場合、こちらから連絡することがありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ・提出いただいた書面はお返しできません。
- ・個々の意見に対し、直接回答はしませんのでご了承ください。
- ・お寄せいただいたご意見は公表しますが、その際に氏名など個人情報が公表されることはありません。

## 4 閲覧場所

- ・条例の内容は、健康増進課、市政情報コーナー、北会津・河東支所、各市民センター、生涯学習総合センター、さらに市のホームページで見ることができます。
- ・各施設での閲覧時間は、土日、祝日、休館日を除く午前8時30分から午後5時まで（生涯学習総合センターのみ休館日を除く午前9時から午後5時まで）です。

問い合わせ先：会津若松市健康福祉部健康増進課（電話 0242-39-1245）